

福 障 第 630 号  
令和 2 年 6 月 3 日

各指定障がい児通所支援事業所 管理者様

寝屋川市福祉部  
障害福祉課長

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言区域解除に伴う  
放課後等ディサービス事業の対応について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題の件について、先日、令和 2 年 5 月 29 日付で寝屋川市より「新型コロナウイルス感染症対策のための対応について」の通知を発出し、学校休業日単価の適用について 6 月 14 日（または 6 月 21 日）までの適用とお示しをしたところですが、5 月 29 日付けの夕刻に、国や大阪府より、学校休業日単価の適用に係る事務連絡や通知がありました。つきましては、下記の通知に基づき、本市においても、大阪府と同様に、学校休業日の取り扱いを令和 2 年 6 月 30 日までといたします。

今後も、感染拡大の防止に留意し、引き続きの支援をお願いします。

記

<大阪府の通知より>

厚労省の事務連絡では「学校休業日単価の取り扱いの適用の終了について、地域のすべての学校が通常通りの登校となってから一定程度（1～2 週間）の期間をおいた上で終了することとし、終了の日については、あらかじめ市町村において定めること」とされています。

大阪府では、府立学校において、6 月 15 日から本格的な再開を予定しています（参考資料）。また、併せて大阪府教育委員会教育長から各市町村教育委員会教育長へも同様の要請をしていることから、大阪府における学校休業日単価の適用については令和 2 年 6 月 30 日までとすることが適当と考えています。

[通知]

- 「緊急事態宣言措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等ディサービス事業所の対応について（その 2）」令和 2 年 5 月 28 日付け事務連絡厚生労働省発出

[参考資料]

○「資料3-1：学校における教育活動の再開について」

令和2年5月21日開催 第17回コロナウィルス対策本部会議資料

**【問い合わせ先】**

寝屋川市福祉部

障害福祉課 TEL 072-812-2026

FAX 072-812-2118